令和８年５月分の水道料金・下水道使用料等の調定等について（お知らせ）

地方自治法（昭和２２年法律第８２号）第２３１条及び地方自治法施行令（昭和２２年政令２５４号）第１５４条の規定に基づく令和８年５月分の水道料金・下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。以下「下水道使用料等」という。）の調定及び納入の通知について次のとおりお知らせします。

調定内訳

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 青森地区水道料金 ： | 120,331 件 | 449,193,243 円 |
| ② | 浪岡地区水道料金 ： | 6,824 件 | 25,596,988 円 |
| ③ | 青森地区下水道使用料金等 ： | 94,370 件 | 355,685,411 円 |
| ④ | 浪岡地区下水道使用料金等 ： | 4,017 件 | 16,060,092 円 |

調定年月日　　令和８年６月 25 日

納入通知書送付日　　令和８年６月 25 日

納入期限

① 納付制：令和８年７月 15 日

② 口座制：令和８年７月 10 日（口座振替日）

◎下水道使用料等にかかる審査請求等

１　下水道使用料等にかかる納入通知処分について不服がある場合は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、青森市長に対して審査請求することができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、青森市を被告として（訴訟において青森市を代表する者は青森市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。